

## 国立大学イノベーション創出環境強化事業

### フォローアップ方針

#### 本事業の交付期間の考え方

交付期間は原則2年間とするが、年に1回以上実施する取組実績の評価結果等を踏まえて、交付期間や交付額の見直しを行う。

- ・特に優れた実績を上げた大学：交付期間の1年延長を検討
- ・取組が不十分な大学：交付期間の短縮、交付額の減額

#### 本事業のフォローアップの考え方(令和2年度交付分)

対象は令和元年度の採択大学の5校

#### 国立大学運営費交付金 重点支援① 及び② の大学

順位	大学名	2年目交付予定額
1位	東京医科歯科大学	1億円
2位	山梨大学	1億円
3位	名古屋工業大学	0.5億円

#### 国立大学運営費交付金 重点支援③ の大学

順位	大学名	2年目交付予定額
1位	千葉大学	2億円
2位	東京工業大学	1億円

採択大学の令和2年度の交付は、交付予定額のうち一定割合(60%)を4月に各大学に交付。留保した交付予定額(40%)のうち5割を対象として、審査・評価委員会(フォローアップ)の結果を反映し、追加交付額を決定。

※報告書の内容が著しく不十分であるなど、重大な問題がある場合には、留保額の5割を超えた減額もある。

※仮に減額されるケースが生じた場合には、特に優れた成果(民間資金獲得額が目標を大幅に上回る)を認められる大学に上乗せで追加交付。

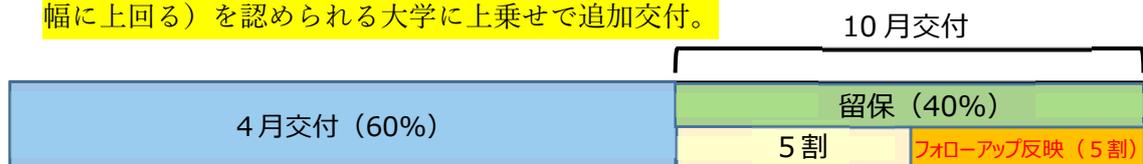


図 交付予定額のイメージ

交付金の使途は自由であるが、数億の税金が、一過性のものではなく、エコシステムを確立し、持続可能なイノベーション創出環境を実現するためにどのように効果的に使用されたかは事後に報告を求める。

### フォローアップの実施方法

各大学よりフォローアップ調書の提出を受け、審査・評価委員会においてヒアリングを実施する。

7月：5大学に作成を依頼

8月：各大学から内閣府に提出を受ける。

9月：審査・評価委員によるヒアリングを実施

9月：GBに報告、承認。

10月：交付金追加交付に反映

### フォローアップの観点

フォローアップの対象期間は、令和元年度の実績、及び令和元年度の実績を踏まえた変更反映後の令和2年度および令和3年度の計画とする。

民間資金獲得結果などの実績の数値を重視する。

大学より下記の区分に従い、実績ならびに今後の計画をまとめる。

- ・民間資金獲得の状況（間接経費、寄付収入、その他の収入の獲得等）
- ・具体的取組の計画進捗状況（大学側で自己評価を実施）
- ・交付金の活用状況（活用による効果をまとめる）
- ・大学全体活動について（大学全体の収入、外部資金獲得状況、活動について）
- ・その他（ガバナンス体制など）

コロナウイルス感染症による影響を考慮する。

- ・事前ヒアリングにより令和元年度の実績は、いずれの大学も概ね計画通りと確認済。
- ・令和2年度、3年度の計画について、新型コロナウイルス感染症の影響による計画変更があることを前提に、計画変更後の数値目標や計画内容の妥当性を考慮する。

申請されたフォローアップ調書は、内閣府のホームページにて公開する。

### 3年目(令和3年度)の追加交付について

令和元年度及び令和2年度の実績を踏まえ、計画の進捗が特に顕著な場合に限り3年目のアワードのチャンスを与える。

※計画の進捗が特に顕著な場合とは、以下の2つを満たす場合とする。

- ・共同研究費の間接経費率に関して、重点支援①②類型で20%以上、重点支援③類型で30%を超える間接経費率を学内の制度として導入していること
- ・民間資金獲得の計画が着実に進捗し、目標を達成していること